

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【公表番号】特表2009-537798(P2009-537798A)

【公表日】平成21年10月29日(2009.10.29)

【年通号数】公開・登録公報2009-043

【出願番号】特願2009-510351(P2009-510351)

【国際特許分類】

G 01 N 33/574 (2006.01)

C 07 K 14/705 (2006.01)

C 12 N 15/09 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/574 Z N A A

C 07 K 14/705

C 12 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月21日(2009.12.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- a) 個体から得られた便試料を提供する工程、
  - b) 前記試料をS100A12に対する特異的結合剤と、前記結合剤とS100A12との複合体の形成に適切な条件下で接触させる工程、
  - c) 工程(b)で形成された複合体の量を測定する工程、および
  - d) (c)で測定された複合体の量を結腸直腸癌の検出と相関させる工程
- を含む、結腸直腸癌の検出方法。

【請求項2】

- a) 個体から得られた便試料を提供する工程、
  - b) 前記試料をS100A12に対する特異的結合剤と、前記結合剤とS100A12との複合体の形成に適切な条件下で接触させる工程、
  - c) 前記試料を、ヘモグロビン/ハプトグロビン複合体、ヘモグロビン、メタロプロテーゼ組織インヒビター-1(TIMP-1)、および腫瘍M2ピルビン酸キナーゼ(M2-PK)からなる群より選択される第2のマーカーに対する特異的結合剤と、前記結合剤と第2のマーカーとの複合体の形成に適切な条件下で接触させる工程、
  - d) 工程(b)および(c)で形成された複合体の量を測定する工程、ならびに
  - e) 工程(d)で測定された複合体の量を結腸直腸癌の検出と相関させる工程
- を含む、結腸直腸癌の検出方法。

【請求項3】

前記第2のマーカーがヘモグロビンである、請求項2記載の方法。

【請求項4】

前記第2のマーカーがヘモグロビン/ハプトグロビン複合体である、請求項2記載の方法。

【請求項5】

前記第2のマーカーがTIMP-1である、請求項2記載の方法。

**【請求項 6】**

前記第2のマークーがM2-PKである、請求項2記載の方法。

**【請求項 7】**

個体から得られた便試料からの結腸直腸癌の検出におけるマークー分子としてのタンパク質S100A12の使用。

**【請求項 8】**

個体から得られた便試料からの結腸直腸癌の早期検出におけるマークー分子としてのタンパク質S100A12の使用。

**【請求項 9】**

個体から得られた便試料からの結腸直腸癌の検出における、ヘモグロビン/ハプトグロビン複合体、ヘモグロビン、メタロプロテアーゼ組織インヒビター1(TIMP-1)、および腫瘍M2ピルビン酸キナーゼ(M2-PK)からなる群より選択される結腸直腸癌の1種類以上の他のマークー分子と組み合せた、結腸直腸癌のマークー分子としてのタンパク質S100A12の使用。